

佐賀県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その部分を表示した図面は、平成二十三年三月四日から平成二十三年四月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	指定する道路の部分	指定する期日
一般国道 四四四号	佐賀市久保田町大字新田字新田三三三八番一地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠三七六番一地从先まで	平成二三・三・六